第 2 章

人口動態統計

利用上の注意

1 人口動態統計の数値

人口動態統計は、日本における日本人の出生、死亡、死産、婚姻及び離婚に関する統計であり、その数値は厚生労働省大臣官房統計情報部の人口動態調査客体を基にして作成してある。

なお、各統計表は、調査該当年の1月1日から同年12月31日までに発生したもので あって、調査該当年の翌年1月14日までに市町村長に届けられたものを集計してある。

2 住 所

- (1) 出生は子の住所、死亡は死亡した人の住所、死産は死産があった母の住所で、 それぞれ集計してある。
- (2) 婚姻は届出時の夫の住所、離婚は別居する前の住所で、それぞれ集計してある。

3 死因の分類

死因の分類は、平成7年分からWHOが定めた第10回修正国際疾病分類(基本分類)を基準として厚生労働省が定めたもののうち、「死因簡単分類表」(付表1)、「選択死因分類表」(付表2)、「乳児死因簡単分類表」(付表3)を使用している。

なお、周産期死亡の死因については、児側病態と母側病態からそれぞれ 1 つを選ぶ方 法を採っているので基本分類を用いている。

4 用語の説明

本年報で使用している用語は、「人口動態統計」(厚生労働省)に基づき、次のように 定義している。

- (1) 自 然 増 加:出生数から死亡数を減じたもの。
- (2) 乳 児 死 亡:生後1年未満の死亡。
- (3) 新生児死亡:生後4週未満の死亡。
- (4) 早期新生児死亡:生後1週未満の死亡。
- (5) 死 産:妊娠満 12 週以降の死児の出産をいい、死児とは、出産後に おいて心臓膊動、随意筋の運動及び呼吸のいずれをも認めな いもの。
- (6) 自然死産と人工死産: 人工死産とは、胎児の母体内生存が確実であるときに、人工 的処置(胎児又は附属物に対する措置及び陣痛促進剤の使用) を加えたことにより死産に至った場合をいい、それ以外はす べて自然死産とする。

なお、人工的措置を加えた場合でも、次のものは自然死産 とする。

- 1) 胎児を出生させることを目的とした場合。
- 2) 母体内の胎児が生死不明か、又は死亡している場合。

なお、死産統計を観察する場合は、次の沿革を考慮する必要がある。

昭和 23 年以降:優生保護法の施行により、人工妊娠中絶のなかで、妊娠第 4 月以降のも のも人工死産に含まれることになった。

昭和 24 年以降:優生保護法の改正により、人工妊娠中絶の理由に「経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれのあるもの」も含まれることになった。

昭和27年以降:優生保護法の改正により、優生保護審査会の審査を廃止するなど、その 手続きが簡素適正化され、優生保護法による指定医師は本人及び配偶者 の同意を得て、要件に該当する者に対して人工妊娠中絶を行うことがで きるようになった。

昭和 43 年以降: 胎児を出生させる目的で人工的処置を加えたにもかかわらず死産をした場合は、従来は人工死産であったが、自然死産として扱うこととなった。

昭和 51 年以降:優生保護法により人工妊娠中絶を実施することができる時期の基準は、 従来、通常妊娠第8月未満とされてきたが、通常妊娠第7月未満となった。 (昭和 51 年 1 月 20 日厚生省発衛第15 号厚生事務次官通知)

昭和 54 年以降:"「胎児が母体外において、生命を維持することのできない時期」の基準は、通常妊娠満 23 週以前であること。"と従来の「通常第 7 月未満」を「通常第 23 週以前」に表現を改めた。

(昭和53年11月21日厚生省発衛第252号厚生事務次官通知)

平成3年以降:優生保護法により人工妊娠中絶を実施する時期の基準について、「通常妊娠満23週以前」を「通常妊娠満22週未満」に改めた。 (平成2年3月20日厚生省発健医第55号厚生事務次官通知)

(7) 周 産 期 死 亡:妊娠満22週以後の死産に早期新生児死亡を加えたもの。 (平成6年までは、妊娠満28週以後の死産に早期新生児死亡を加えたもの。)

5 比率の算出方法

(1)出 生
$$=\frac{$$
年間 出 生 数 $}{10 \$ 月 1 日現在人口 $} \times 1,000$

(12)合計特殊出生率 = 母の年齢別出生数 年齢別女子人口 (15歳から49歳までの出生率の合計)

15 歳から 49 歳までの女子の年齢別出生率を合計した値で、1 人の女子がその年次の年齢別出生率で生むと仮定した場合の、一生の間に生む平均子ども数を表す。

6 基礎人口

- (1) 各表において、率の算出に用いた人口は、全国欄がある表にあっては、国勢調査の行われた年は国勢調査結果の日本人人口、その他の年は総務省(昭和58年までは総理府)統計局推計による日本人人口を用いており、また、全国欄がない表にあっては、国勢調査年は国勢調査結果の総人口、その他の年は青森県統計分析課公表の10月1日現在推計人口を用いている。但し、昭和58年(第35号)までは、全国欄のない表でも、総理府統計局公表の推計日本人人口を用いているので、注意する必要がある。
- (2) 平成20年の率の算出に用いた基礎人口は、次のとおりである。

総務省統計局公表の平成20年10月1日現在推計人口(日本人人口)

全 国:125,947,000人

総務省統計局公表の平成20年10月1日現在 都道府県別推計人口(日本人人口)

青森県: 1,388,000人

青森県統計分析課公表の平成20年10月1日現在 青森県推計人口(総人口)

青森県: 1,394,811 人 市町村: 付録 4 参照

7 表章記号の説明

(1) 計数のない場合 -

(2) 計数不明又は計数を表章することが不適当な場合 …

(3) 統計項目のあり得ない場合

(4) 比率が微小(表章単位の2分の1未満)の場合 0.0、0.00

付表1 死因簡単分類と死因基本分類との対照表

死因簡単 分類コー		死因基本分類コード
1000	感染症及び寄生虫症	A00∼B99
1100	腸管感染症 A00~A09	
1200 1201	結核 呼吸器結核	A15~A19 A15~A16
1201	その他の結核	A17~A19
1300	敗血症	A40~A41
1400	ウイルス肝炎	B15∼B19
1401	B型ウイルス肝炎	B16~B17.0, B18.0~B18.1
1402	C型ウイルス肝炎	B17.1, B18.2
1403	その他のウイルス肝炎	B15~B19の残り
1500 1600	ヒト免疫不全ウイルス[HIV]病 その他の感染症及び寄生虫症	B20~B24 A00~B99の残り
2000	新生物	C00~D48
2100	悪性新生物	C00~C97
2101	口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物	C00~C14
2102	食道の悪性新生物	C15
2103	胃の悪性新生物	C16
2104	結腸の悪性新生物	C18
2105 2106	直腸S状結腸移行部及び直腸の悪性新生物 肝及び肝内胆管の悪性新生物	C19~C20 C22
2100	胆のう及びその他の胆道の悪性新生物	C23~C24
2108	膵の悪性新生物	C25
2109	喉頭の悪性新生物	C32
2110	気管、気管支及び肺の悪性新生物	C33~C34
2111	皮膚の悪性新生物	C43~C44
2112	乳房の悪性新生物	C50
2113 2114	子宮の悪性新生物 卵巣の悪性新生物	C53~C55 C56
2114	前立腺の悪性新生物	C61
2116	膀胱の悪性新生物	C67
2117	中枢神経系の悪性新生物	C70~C72, C75.1~C75.3
2118	悪性リンパ腫	C81~C85
2119	白血病	C91~C95
2120	その他のリンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物	C88~C90, C96
2121 2200	その他の悪性新生物 その他の新生物	C00~C97の残り D00~D48
2200	中枢神経系のその他の新生物	D32~D33, D35.2~D35.4,
2201	十1四十十三元の この 1回の利 工物	D42~D43, D44.3~D44.5
2202	中枢神経系を除くその他の新生物	D00~D48の残り
3000	血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	D50~D89
3100	貧血	D50~D64
3200	その他の血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	D65~D89
4000 4100	内分泌、栄養及び代謝疾患 糖尿病	E00~E88
4200	福成府 その他の内分泌、栄養及び代謝疾患	E10~E14 E00~E88の残り
5000	精神及び行動の障害	F01~F99
5100	血管性及び詳細不明の認知症	F01~F03
5200	その他の精神及び行動の障害	F04~F99
6000	神経系の疾患	G00~G98
6100	髄膜炎	G00~G03
6200 6300	脊髄性筋萎縮症及び関連症候群 パーキンソン病	G12 G20
6400	ハーヤンノン病 アルツハイマー病	G20 G30
6500	その他の神経系の疾患	G00~G98の残り
7000	眼及び付属器の疾患	H00~H57
8000	耳及び乳様突起の疾患	H60∼H93
9000	循環器系の疾患	100~199
9100	高血圧性疾患	I10~I13
9101 9102	高血圧性疾患及び心腎疾患 その他の高血圧性疾患	I11, I13 I10, I12
9200	心疾患(高血圧性を除く)	110, 112 101~102.0, 105~109, 120~125, 127, 130~151
9201	慢性リウマチ性心疾患	105~109
9202	急性心筋梗塞	121 ~122
9203	その他の虚血性心疾患	I20, I24~I25
9204	慢性非リウマチ性心内膜疾患	I34∼I38
9205	心筋症	I42
9206 9207	不整脈及び伝導障害 心不全	I44∼I49 I50
9207	心不宝 その他の心疾患	190 101∼102.0, 127, 130∼133, 140, 151
3200	く マノロマン・ロックトの	101 102.0, 121, 100 - 100, 140, 101

付表1 死因簡単分類と死因基本分類との対照表

死因簡単 スギター エロサナハギュード								
が 囚間 単 分類コー	分類名	死因基本分類コード						
9300	脳血管疾患	I60~I69						
9301	くも膜下出血	160, 169.0						
9302	脳内出血	I61, I69.1						
9303	脳梗塞	163, 169.3						
9304	その他の脳血管疾患	I60~I69の残り						
9400	大動脈瘤及び解離	I71						
9500	その他の循環器系の疾患	100~199の残り						
10000	呼吸器系の疾患	J00~J98						
10100	インフルエンザ	J10~J11						
10200	肺炎	J12~J18						
10300	急性気管支炎	J20						
10400	慢性閉塞性肺疾患	J41~J44						
10500 10600	喘息 その他の呼吸器系の疾患	J45∼J46 J00∼J98の残り						
11000	消化器系の疾患	K00∼K92						
11100	胃潰瘍及び十二指腸潰瘍	K25~K27						
11200	日	K40~K46, K56						
11300	肝疾患	K70~K76						
11301	肝硬変(アルコール性を除く)	K74.3~K74.6						
11302	その他の肝疾患	K70~K76の残り						
11400	その他の消化器系の疾患	K00~K92の残り						
12000	皮膚及び皮下組織の疾患	L00~L98						
13000	筋骨格系及び結合組織の疾患	M00∼M99						
14000	腎尿路生殖器系の疾患	N00∼N98						
14100	糸球体疾患及び腎尿細管間質性疾患	N00∼N15						
14200	腎不全	N17~N19						
14201	急性腎不全	N17						
14202	慢性腎不全	N18						
14203	詳細不明の腎不全	N19						
14300	その他の腎尿路生殖器系の疾患	N00~N98の残り						
15000	妊娠、分晩及び産じょく	000~099						
16000	周産期に発生した病態	P00~P96						
16100	妊娠期間及び胎児発育に関連する障害	P05~P08						
16200	出産外傷	P10~P15						
16300 16400	周産期に特異的な呼吸障害及び心血管障害 周産期に特異的な感染症	P20~P29 P35~P39						
16500	治屋湖に行業的な恐未延 胎児及び新生児の出血性障害及び血液障害	P50~P61						
16600	品元及び利主元の山血は障害及び血液障害 その他の周産期に発生した病態	P00~P96の残り						
17000	先天奇形、変形及び染色体異常	Q00~Q99						
17100	神経系の先天奇形	Q00~Q07						
17200	循環器系の先天奇形	Q20~Q28						
17201	心臓の先天奇形	Q20~Q24						
17202	その他の循環器系の先天奇形	Q25~Q28						
17300	消化器系の先天奇形	Q35~Q45						
17400	その他の先天奇形及び変形	Q00~Q89の残り						
17500	染色体異常、他に分類されないもの	Q90~Q99						
18000	症状、徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの	R00~R99						
18100	老衰	R54						
18200	乳幼児突然死症候群	R95						
18300	その他の症状、徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの	R00~R99の残り						
20000	傷病及び死亡の外因	V01~Y89						
20100 20101	不慮の事故 交通事故	V01~X59 V01~V98						
20101	————————————————————————————————————	V01~V98 W00~W17						
20102	************************************	₩65~W74						
20103	不慮の窒息	W75~W84						
20104	煙・火及び火炎への曝露	X00~X09						
20103	有害物質による不慮の中毒及び有害物質への曝露	X40~X49						
20107	その他の不慮の事故	W00~X59の残り						
20200	自殺	X60~X84						
20300	14分 他殺	X85~Y09						
20400	その他の外因	Y10~Y89						
22000	特殊目的用コード	U04						
22100	重症急性呼吸器症候群〔SARS〕	U04						

付表2 選択死因分類と死因簡単分類及び死因基本分類との対照表

選択死因		死因簡単	
分類コード		分類コード	九囚を本力 規コード
Se01	結核	1200	A15~A19
Se02	悪性新生物	2100	C00~C97
	(再掲)		
Se03	食道の悪性新生物	2102	C15
Se04	胃の悪性新生物	2103	C16
Se05	結腸の悪性新生物	2104	C18
Se06	直腸S状結腸移行部及び直腸の悪性新生物	2105	C19~C20
Se07	肝及び肝内胆管の悪性新生物	2106	C22
Se08	胆のう及びその他の胆道の悪性新生物	2107	C23~C24
Se09	膵の悪性新生物	2108	C25
Se10	気管、気管支及び肺の悪性新生物	2110	C33~C34
Se11	乳房の悪性新生物	2112	C50
Se12	子宮の悪性新生物	2113	C53~C55
Se13	白血病	2119	C91~C95
Se14	糖尿病	4100	E10~E14
Se15	高血圧性疾患	9100	I10~I13
Se16	心疾患 (高血圧性を除く)	9200	I01~I02.0、I05~I09、I20~I25、I27、I30~I51
	(再掲)		
Se17	急性心筋梗塞	9202	I21∼I22
Se18	その他の虚血性心疾患	9203	I20、I24~I25
Se19	不整脈及び伝導障害	9206	I44∼I49
Se20	心不全	9207	I50
Se21	脳血管疾患	9300	I60∼I69
	(再掲)		
Se22	くも膜下出血	9301	160、169.0
Se23	脳内出血	9302	I61、I69.1
Se24	脳梗塞	9303	163、169.3
Se25	大動脈瘤及び解離	9400	I71
Se26	肺炎	10200	J12~J18
Se27	慢性閉塞性肺疾患	10400	J41∼J44
Se28	喘息	10500	J45~J46
Se29	肝疾患	11300	K70∼K76
Se30	腎不全	14200	N17~N19
Se31	老衰	18100	R54
Se32	不慮の事故	20100	V01∼X59
	(再掲)		
Se33	交通事故	20101	V01∼V98
Se34	自殺	20200	X60∼X84

付表3 乳児死因簡単分類と死因基本分類及び死因簡単分類との対照表

			ı ı
乳児死			
因 簡単分	分類名	死因基本分類コード	死因簡単分類との対応
類コード			
Ba01	腸管感染症	A00~A09	1100
Ba01	版目記末近 敗血症(新生児の細菌性敗血症を除く)	A40~A41	1300
Ba03	放血症 (利工儿の神函 E放血症を除く) 麻疹	B05	01600の一部
Ba04	ウイルス肝炎	B15∼B19	1400
Ba05	その他の感染症及び寄生虫症	A00~B99の残り	01000(Ba01~04を除く)
Ba06	悪性新生物	C00~C97	2100
Ba07	白血病	C91~C95	2119
Ba08	その他の悪性新生物	C00~C97の残り	02100(Ba07を除く)
Ba09	その他の新生物	D00~D48	2200
Ba10	栄養失調症及びその他の栄養欠乏症	E40~E64	04000の一部
Ba11	代謝障害	E70~E88	04000の一部
Ba12	髄膜炎	G00∼G03	6100
Ba13	脊髄性筋萎縮症及び関連症候群	G12	6200
Ba14	脳性麻痺	G80	06500の一部
Ba15	心疾患(高血圧性を除く)	I01∼I02.0, I05∼I09, I20∼I25, I27, I30∼I51	9200
Ba16	脳血管疾患	I60∼I69	9300
Ba17	インフルエンザ	J10~J11	10100
Ba18	肺炎	J12~J18	10200
Ba19	喘息	J45∼J46	10500
Ba20	ヘルニア及び腸閉塞	K40∼K46, K56	11200
Ba21	肝疾患	K70∼K76	11300
Ba22	腎不全	N17~N19	14200
Ba23	周産期に発生した病態	P00∼P96	16000
Ba24	妊娠期間及び胎児発育に関連する障害	P05~P08	16100
Ba25	出産外傷 出生時仮死	P10~P15	16200
Ba26 Ba27	田生時似死 新生児の呼吸窮迫	P21 P22	16300の一部 16300の一部
Ba27 Ba28	新生児の呼吸躬迫 周産期に発生した肺出血	P22 P26	16300の一部
Ва29	周産期に発生した心血管障害	P29	16300の一部
Ba30	るの他の周産期に特異的な呼吸障害及び心血管障害	P20~P29の残り	16300の残り
Ba31	新生児の細菌性敗血症	P36	16400の一部
Ba32	その他の周産期に特異的な感染症	P35~P39の残り	16400の残り
Ba33	胎児及び新生児の出血性障害及び血液障害	P50~P61	16500
Ba34	その他の周産期に発生した病態	P00~P96の残り	16000 (Ba24~33を除く)
Ba35	先天奇形、変形及び染色体異常	Q00~Q99	17000
Ba36	神経系の先天奇形	Q00~Q07	17100
Ba37	心臓の先天奇形	Q20~Q24	17201
Ba38	その他の循環器系の先天奇形	Q25~Q28	17202
Ba39	呼吸器系の先天奇形	Q30~Q34	17400の一部
Ba40	消化器系の先天奇形	Q35~Q45	17300
Ba41	筋骨格系の先天奇形及び変形	Q65~Q79	17400の一部
Ba42	その他の先天奇形及び変形	Q00~Q89の残り	17400の残り
Ba43	染色体異常、他に分類されないもの	Q90~Q99	17500
Ba44	乳幼児突然死症候群	R95	18200
Ba45	その他のすべての疾患	D50~R99の残り, U04	上記以外の残り(Ba01~09を除く)
Ba46	不慮の事故	V01~X59	20100
Ba47	交通事故	V01~V98	20101
Ba48	転倒・転落	W00~W17	20102
Ba49	不慮の溺死及び溺水	W65∼W74 W78∼W80	20103
Ba50	胃の内容物の誤えん及び気道閉塞を生じた食物等の誤えん その他の不慮の窒息		20104の一部 20104の残り
Ba51 Ba52	その他の不慮の至息 煙・火及び火炎への曝露	₩75~₩84の残り X00~X09	20104の残り 20105
Ba52 Ba53	度・欠及い欠炎への曝露 有害物質による不慮の中毒及び有害物質への曝露	X00~X09 X40~X49	20105
Ва54	有古物員による不愿の中毒及の有古物員への曝路 その他の不慮の事故	X40~X49 W00~X59の残り	20106
Ва55	その他の不慮の争取 他殺	W00~X59の残り X85~Y09	20300
Ва56	その他の外因	Y10~Y89	20400
Dayu	てくと言うない	110 - 100	20700